

令和 5 年 2 月 6 日

会員薬局各位

一般社団法人 宗像薬剤師会
会長 安東 恵津子

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関するお知らせ

平素より本会業務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関する各種通知が示されました。

※地域支援体制加算に、新しい施設基準が追加されました。

- 後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- 地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などを行っていること。
- 上記に係る取組を実施していることについて当該薬局の見やすい場所に掲示していること。

掲示例を宗像薬剤師会ホームページに掲載しますので、ご活用下さい。

なお、この新しい条件の特例措置は令和 5 年 4 月～令和 5 年 12 月までとなっており、この間は加算点数が取れます。（※届出の必要はありません。）

現行のままで良い薬局については、従前通りの点数となります。

地域支援体制加算についての説明資料を合わせてホームページに掲載しますので、ご確認下さい。

オンライン資格確認を導入済で、レセプトをオンラインで行っていない薬局は、別に届出の必要がありますので、宗像薬剤師会へ連絡をお願い致します。